

三重県四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業費補助金(以下「補助金」という。)は、事業継続計画(BCP)等に基づく強靱化対策関連事業に係る費用の一部を補助することで、自然災害に備えて、四日市コンビナート事業者の事業継続の取組強化を促進することにより、県内産業や雇用への影響を最小限に抑えるとともに、四日市コンビナートへの信頼を高めることで、取引先の拡大など、さらなる活性化につなげることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)及び雇用経済部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象者等)

第3条 知事は、第1条の目的を達成するために事業継続計画(BCP)等に基づき実施する強靱化対策関連事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金の交付の対象となる事業名、事業内容及び補助対象者は別表1のとおりとする。
- 3 補助対象経費の範囲は別表2のとおりとする。ただし、補助事業において、国及び県や市町等からの他の補助金との併用はできないものとする。
- 4 補助率及び上限額は別表3のとおりとする。
- 5 前項により算出した額に、千円に満たない端数は切捨てるものとする。ただし、補助事業の精算時において生じた千円未満の端数はこの限りではない。

(事業計画書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ事業計画書(様式第1号)を、別に定める期日までに、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、事業計画書の提出にあたっては、補助事業の実施が確実に見込まれるものとする。

(計画書の承認)

第5条 知事は、前条の規定による事業計画書の提出があったときは、書類及びプレゼンテーション審査と必要に応じて現地調査等を行い、その結果を総合的に判断して計画の承認を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による承認にあたっては、必要に応じて条件を付し、又は計

画に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

- 3 知事は、計画の承認をしたときには、その内容を申請者に通知するものとする。
- 4 知事が当該計画を審査するために必要な事項は別に定める。

(計画書の取り下げ)

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容に不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による計画書の取り下げがあったときは、当該計画に係る承認はなかったものとみなす。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(第5条による計画の承認通知を受けた者に限る。以下「補助申請者」という。)は、交付申請書(様式第2号)を、別に定める期日までに、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助申請者は、前項の規定による補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の着手時期及び遂行)

第8条 補助事業の着手時期(発注、契約)は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項ただし書きにより補助金を受けようとする場合は、第7条の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書(様式第2号別紙1)を添付するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度の3月末日までに事業を完了しなければならない。
- 4 前項に規定する事業の完了とは、補助事業の内容の完了かつ支払いの完了とする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定指令書により、補助金交付決定者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 暴力団排除要綱別表に掲げるいずれかに該当しないこと。
- (2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- 3 知事は、第1項の規定による交付決定にあたっては、第7条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについてはこれを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は、第7条第2項のただし書きにより交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更申請手続)

第11条 補助事業者は、第9条に規定する交付決定後、補助事業の内容又は経費を変更しようとするときは、変更交付申請書(様式第3号)をあらかじめ関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、次に掲げる事項に該当する軽微な変更の場合についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の補助対象経費の事業費の3割未満の変更である場合
 - (2) 補助事業の目的に変更をもたらすものではない、施工数量等が軽微な変更である場合
- 2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項に修正を加えて、変更交付決定指令書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止・廃止申請手続)

第12条 補助事業者は、第9条に規定する交付決定後、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(補助事業の遂行状況報告)

第13条 規則第10条の規定により補助事業の遂行状況を報告しようとする補助事業者は、交付決定に係る年度の12月31日現在において、遂行状況報告書(様式第5号)を1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、遂行状況報告書の提出までに、第15条の実績報告書を提出している場合はこの限りでない。

(補助事業の遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに事業遅延等報告書(様式第6号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、第8条第3項及び第4項に規定する補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了又は終了の日から15日以内に実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項による実績報告をするにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容(第11条による変更交付決定の内容を含む)及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者について通知するものとする。

2 知事は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の支払い)

第17条 知事は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項による補助金の支払を受けようとするときは、支払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第9号)を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、取得財産等に係る財産管理台帳(様式第10号)を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後においても、取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分する場合において、補助事業者に収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

なお、補助事業は、財源として国の電源立地地域対策交付金を活用していることから、補助事業者から県への納付額の全部又は一部に相当する金額について、県を経由して国に納付することがあります。

(財産処分の制限)

第22条 規則第20条第1項第2号の知事が指定する財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

2 規則第20条ただし書きの知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間内とする。

3 前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保を供し(以下「処分」という。)しようとするときは、あらかじめ、取得財産等の処分承認申請書(様式第11号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(成果の調査)

第23条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、成果に関する検証を行い、又は補助事業者に成果を公表させることができる。

(その他)

第24条 規則及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成29年 4月17日から適用する。

この要領は、平成30年 4月 2日から適用する。

別表 1

事業名	事業内容	補助対象者
<p>単独で各種法人が実施する事業、或いは複数の各種法人が連携して実施する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①、②、③、④、⑤、⑥の強靱化対策関連事業は、事業継続計画（BCP）を既に策定している各種法人が実施する事業継続の取組強化に資する事業とする。 ・⑦、⑧の強靱化対策関連事業は、各種法人が策定済みの事業継続計画（BCP）を改定するにあたり、活用できる事業とする。 <p>【強靱化対策関連事業の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業所内の建屋、生産設備に対して、耐震診断、耐震設計、耐震工事など耐震対策を実施する事業 ②事業所内の建屋、生産設備、通路に対して、液状化対策に係る調査・設計・工事を実施する事業 ③事業所内の建屋、生産設備に対して、止水施工、防水壁、防水板設置、嵩上げに係る設計・工事など浸水対策を実施する事業 ④事業所内の生産設備に対して、遮断弁設置に係る設計・工事を実施する事業 ⑤事業所内でIDタグ、センサー、電波送受信機、ドローンなどを活用し、災害発生時に事業所内に居る人の数・位置・安否等を把握するシステムや設備機器の異常発生を検知するシステムを構築する事業 ⑥事業所内で非常用発電機、非常用照明器具、無線機など災害時に使用する資機材等（非常食、簡易トイレ、ヘルメット、毛布等の消耗品は除く）を整備する事業 ⑦業務継続のための危機管理教育やシミュレーション訓練などを実施する事業 ⑧事業継続計画（BCP）の改定を実施する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等災害防止法に基づき作成されている三重県石油コンビナート等防災計画に定める特定事業所（第一種事業所及び第二種事業所。ただし、火力発電事業所を除く）であり、かつ法人格を有する各種法人

別表 2

補助 対象 経費	1 機械装置等購入費	補助事業に必要な機械装置等の購入、製造等に必要な経費。(ただし、機械装置等は、すべて新規製品に限る。)
	2 測量設計費	補助事業に必要な基本設計、実施設計に要する経費。
	3 工事費	補助事業に必要な機械装置等の据付及び設置等の工事に必要な経費。(ただし、土地の取得及び賃借料、既存施設の撤去費を除く。)
	4 備品購入費	補助事業に必要な資機材等(非常用発電機、非常用照明器具、無線機等)の購入に要する経費。(ただし、既存設備の全部更新や既存設備の一部部品更新を除く。)
	5 委託料または負担金	補助事業に必要な建屋・生産設備に関する耐震診断、液状化対策、浸水対策に関する調査に要する経費及びICT・IoT技術を活用したシステム構築業務に要する経費。 補助事業に必要な業務継続のための危機管理教育・訓練のほか、BCPの改定に要する経費。

別表 3

補助率及び上限額
<p>(単独で各種法人が実施する補助事業) 別表 2 に係る経費 (a) に 3 分の 1 を乗じて得た額 (b) 以下で、一事業あたり 1, 0 0 0 万円を上限とする額。 計算式 $(b) = (a) \times 1/3$</p> <p>(複数の各種法人が連携して実施する事業の場合) 別表 2 に係る経費 (a) に 5 分の 2 を乗じて得た額 (b) 以下で、一事業あたり 1, 0 0 0 万円を上限とする額。 計算式 $(b) = (a) \times 2/5$ ただし、連携事業実施により費用削減効果が見込めない場合は別表 2 に係る経費 (a) に 3 分の 1 を乗じて得た額 (b) 以下とする。</p>